

千葉県一般廃棄物処理長期広域化等計画策定業務委託 仕様書（公募用）

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」という。）が発注する「千葉県一般廃棄物処理長期広域化等計画策定業務委託」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び業務委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者（以下「乙」という。）決定後、協議の上、甲が作成する。

2 委託業務名

千葉県一般廃棄物処理長期広域化等計画策定業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務の目的

甲は「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（平成31年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）」を受けて、「第10次千葉県廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）に位置付ける形で、令和3年度から令和12年度末までの10年間を計画期間とした「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」（以下、「現行計画」という。）を策定し、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）と意見交換を行い、広域化等の可能性を検討しているところである。

今般、環境省は「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物処理適正推進課長通知、以下「令和6年国通知」という。）で、人口減少等が進行しつつある中、プラスチック等の資源循環強化、災害対策強化、気候変動対策の推進等の観点から、中長期的な視点での安定的・効率的な処理体制の確保のため、都道府県が主体となり、令和9年度末を目途に長期広域化・集約化計画を策定するよう通知した。

令和6年国通知を踏まえ、2050（令和32）年度までを計画期間とする新たな「長期広域化・集約化計画」を甲が策定するために必要な調査を行った上で、同計画の案を作成することを本業務の目的とする。

5 業務の内容

以下に乙が実施する業務の概要を示すが、企画提案内容により業務内容を一部変更する場合がある。

(1) 現時点での広域化状況の評価

「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月28日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」以降から現時点までの取組内容と紐づく効果（ごみ処理施設数の変化等）を含める形で、現時点での広域化状況の評価する。

(2) 市町村の意向確認

甲はあらかじめ県内市町村等に対して、広域化・施設集約化への取組状況及び課題等を把握するためのアンケート調査を実施し、その回答を乙に提供する。

乙は調査結果をとりまとめ、甲が実施する県内市町村等へのヒアリング（10団体程度を想定）が円滑に進むよう、ヒアリング項目を作成する。

また、乙は同ヒアリングに同行し、議事要旨をまとめる。

(3) 人口及びごみ排出量等の将来予測

千葉県における一般廃棄物処理の現状把握を行った上で、2050（令和32）年度までの県内の各市町村の人口及び種類別のごみ排出量等の将来予測を実施し、今後の一般廃棄物に係る適正な処理施設数、処理体制を検討するための基礎情報を整理する。

なお、県内市町村等に係るごみ処理施設の整備計画一覧表は、甲が別途調査の上、乙に対して令和6年12月末頃を目途に提供する。

(4) 広域化ブロック区割りの設定・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

上記（1）～（3）で評価・検討した結果をもとに、広域化ブロック区割りを設定する。

ブロック区割りの設定に関する甲の考え方は下記ア～エのとおりである。

ア 現行の状況を基に、ごみ焼却施設に係るブロック区割りを設定する。

イ ごみ焼却施設については、国が求める300t/日以上施設の導入を検討するが、地域性等を考慮し、より安定的かつ持続可能な廃棄物処理体制が確保できると思料される場合は、必ずしも大規模化を求めないこととする。

ウ ブロック区割りの対象施設は、一般廃棄物に係るごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設及び最終処分場とするが、ごみ焼却施設以外の対象施設については、ブロック区割りの検討及び処理体制の方向性の整理までを想定している。

エ ごみ焼却施設以外の対象施設については、地域特性を考慮し、各種廃棄物処理及び資源循環をより安定的・効率的に行うことができると思料される場合には、ごみ焼却施設に係るブロック区割りに捉われず、別の区割りを検討することも可能とする。

なお、ごみ焼却施設に係るブロック区割りの設定に当たっては、上記イの考え方によりブロック区割り初案を設定するが、市町村等の意向を確認した上で

当該初案の見直しを行う等、柔軟に対応するものとする。

オ 上記で設定した広域化ブロックごとの廃棄物処理体制（廃棄物処理施設の種類ごとの整備に係る方向性）を検討する。

（５）広域化・集約化により得られる効果の分析

広域化・集約化により得られる効果について、現在の一般廃棄物の処理体制を継続した場合と広域化・集約化を実施した処理体制の場合とを比較し、分析する。

この場合、広域化・集約化を実施した場合の施設規模を算定し、現状との比較を行うものとする。

＜比較・分析項目の例＞

- ・ごみ処理事業経費（処理施設更新、維持管理、収集・運搬費等も含む）
- ・温室効果ガス削減効果

（６）ごみ処理広域化・集約化協議会の設立支援、開催・運営

令和6年国通知に基づくごみ処理広域化・集約化協議会（以下「協議会」という。）の設立支援を行う。また、協議会の開催・運営、配付資料の作成・印刷、議事録の作成等、協議会の開催に必要な事務を実施するものとする。

協議会の開催回数は、20回以内（10ブロック区割り以内、各ブロック毎に2回以内）を想定しているが、あくまで例示であり、乙は委託金額の範囲内で自由に協議会の回数を設定できるものとする。

なお、議事録作成に当たっては、議事録作成支援システムによる文字起こし後のテキストファイルを甲から乙に提供する。

協議会には、令和6年国通知に記載の「都道府県が管内市町村を全て含めた形で議論の上、ブロック区割りの案を作成する場合」に該当する、協議会の代替となる会議も含むものとする。

なお、協議会開催に当たっての市町村等への連絡・調整及び会場の確保は甲が行うものとする。

（７）有識者の活用

業務遂行の初期段階から計画素案の作成過程において、ごみ処理広域化・施設集約化業務に精通した有識者2名以内に、5（6）で設立を予定している協議会へ参加いただく等、広域化等の取組を推進するための情報提供や助言を受ける。

この際、乙は有識者の候補選定、謝礼等の支払い、議事録の作成等必要な一切の業務を行う。有識者の選定に当たり、乙は甲と協議し決定すること。

（８）計画素案の作成等

（１）～（７）で評価・検討した結果等をもとに、令和6年国通知や市町村等の意見等を踏まえ、千葉県一般廃棄物処理長期広域化等計画素案（以下「素

案」という。)を作成する。

(9) 環境審議会等の運営支援

ア 環境審議会

甲が環境審議会を開催するとき乙は、審議会資料の作成支援、審議会への出席、審議会の議事録作成を行う。なお、議事録作成に当たっては、議事録作成支援システムによる文字起こし後のテキストファイル及び審議会資料の説明原稿を甲から乙に提供する。

審議会の開催回数は3回（令和7年度1回、令和8年度2回）を予定している。

イ パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント用資料の作成支援、意見等の整理及び回答案の作成等を行う。

(10) 計画最終案の作成

乙は、環境審議会における意見及びパブリックコメントの結果並びに甲からの指示を反映し、計画最終案及びその概要版を作成する。

計画最終案及び概要版の作成に当たっては、以下について留意すること。

最終案とは、令和8年度2回目の環境審議会の配付資料とする「(仮称)千葉県における持続可能な一般廃棄物処理に係る長期広域化・集約化計画(案)」のことを指す。

最終案及び概要版には図表、写真、イラスト等を用いて、わかりやすさ・読みやすさに配慮した構成とすること。

6 業務スケジュール(予定)

乙が各年度末までに完了することを想定している業務等は以下のとおりである。

(1) 令和6年度

- ・現時点での広域化状況の評価

(2) 令和7年度

- ・人口及びごみ排出量等の将来予測
- ・市町村の意向確認
- ・広域化ブロック区割り設定
- ・環境審議会対応(1回実施を想定)

(3) 令和8年度

- ・ブロックごとの廃棄物処理体制の検討
- ・有識者の活用
- ・協議会の設置・運営
- ・広域化・集約化による効果の分析

- ・環境審議会対応（2回実施を想定）
- ・計画素案、最終案の作成

7 各年度の完了報告書

乙は、各年度の委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出する。なお、年度ごとの提出期限は以下のとおりとする。

- (1) 令和6年度業務完了報告書 令和7年3月21日（金）
- (2) 令和7年度業務完了報告書 令和8年3月27日（金）
- (3) 業務完了報告書 令和9年3月31日（水）

8 業務の進め方

- (1) 業務を実施するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。なお、業務従事者の中から県との情報共有、業務の進捗状況の確認等を行う統括責任者を1名選任し、契約後、直ちに県へ通知すること。
- (2) 乙は、契約締結後、甲が指定する期日までに「業務実施計画書」（本業務の実施体制、甲との連絡体制及び業務実施スケジュールを記載したもの）を提出の上、委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を甲と協議し、業務を履行すること。
- (3) 乙は、委託契約書及び本仕様書に基づき、甲と密接に連携をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (4) 業務における協議・打合せを定期的に行うほか、甲が必要とする場合は、随時、検討内容や進行状況について協議・打合せを行い、資料や情報の提供を行うこと。
また、協議・打合せの内容については、その都度乙が議事録を作成し、甲に報告すること。
- (5) 業務遂行に必要なデータを市町村等から収集する必要がある場合には、市町村等への依頼及び調査票の配付は甲が行い、調査票の作成、回収及びとりまとめ作業は乙が実施する。
- (6) 乙は、業務の遂行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、決定するものとする。

9 成果品及び提出期限

以下の成果品を提出期限までに提出すること。

(1) 成果品

- ア （仮称）「千葉県における持続可能な一般廃棄物処理に係る長期広域化・集約化計画」100部（紙製の冊子）
- イ 本業務において収集・作成した資料
- ウ 上記ア・イのデータを記録したCD-R（電子媒体2部）
- エ その他甲が指示したもの

(2) 提出期限

令和9年3月31日(水)まで

ただし、成果品の案を令和9年3月10日(水)までに提出し、甲の了解を得た上で成果品を提出すること。

10 成果品の不備

成果品に不備のある点が発見された場合は、契約終了後であっても、乙の負担と責任において修正を行うものとする。

11 委託金額

(1) 委託金額の上限

38,987,000円(消費税及び地方消費税を含む)

対象年度	委託料上限額
令和6年度	8,989,000円
令和7年度	14,999,000円
令和8年度	14,999,000円
委託料総額(上限)	38,987,000円

(2) 支払い方法

委託料の支払い方法は、年度ごとの精算払いとする。

12 再委託について

(1) 乙は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、高い効果が見込めると甲が判断した場合、若しくはプロポーザルの企画提案書等に沿った業務体制と認められる場合は、業務の一部を再委託することができる。

(2) (1)で認められた場合、乙は、再委託の相手方、再委託する理由及び内容、契約金額、その他必要事項をあらかじめ甲に提出し、承認を受けなければならない。

13 特記事項

(1) 成果品及び作業工程における印刷物、書類等に対する一切の権利は、甲に帰属し、乙は甲の承認を受けずに使用、貸与及び公表等することはできない。

(2) 乙は甲に対し、業務の目的の範囲内で成果品(乙が既に著作権を保有しているものを含む)の利用・公開を許諾する。

(3) 本業務の成果品に、第三者が権利を有する著作物及び知的財産(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合は、乙は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。

(4) 著作権等に関する紛争が生じた時は、一切を乙の責任において処理するものと

- し、その費用は委託料に含めるものとする。
- (5) 乙は、本業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。なお、契約終了後であっても同様とする。